
第1部 はじめに

第1章 都市計画マスタープランとは

1. 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランとは、延岡市（以下「本市」という）の今後のまちづくりの方針を記したものである。都市計画法第18条の2において、市町村は、「市町村の都市計画に関する基本的な方針を定める」ものとされており、この基本的な方針を定めたものが「都市計画マスタープラン」である。

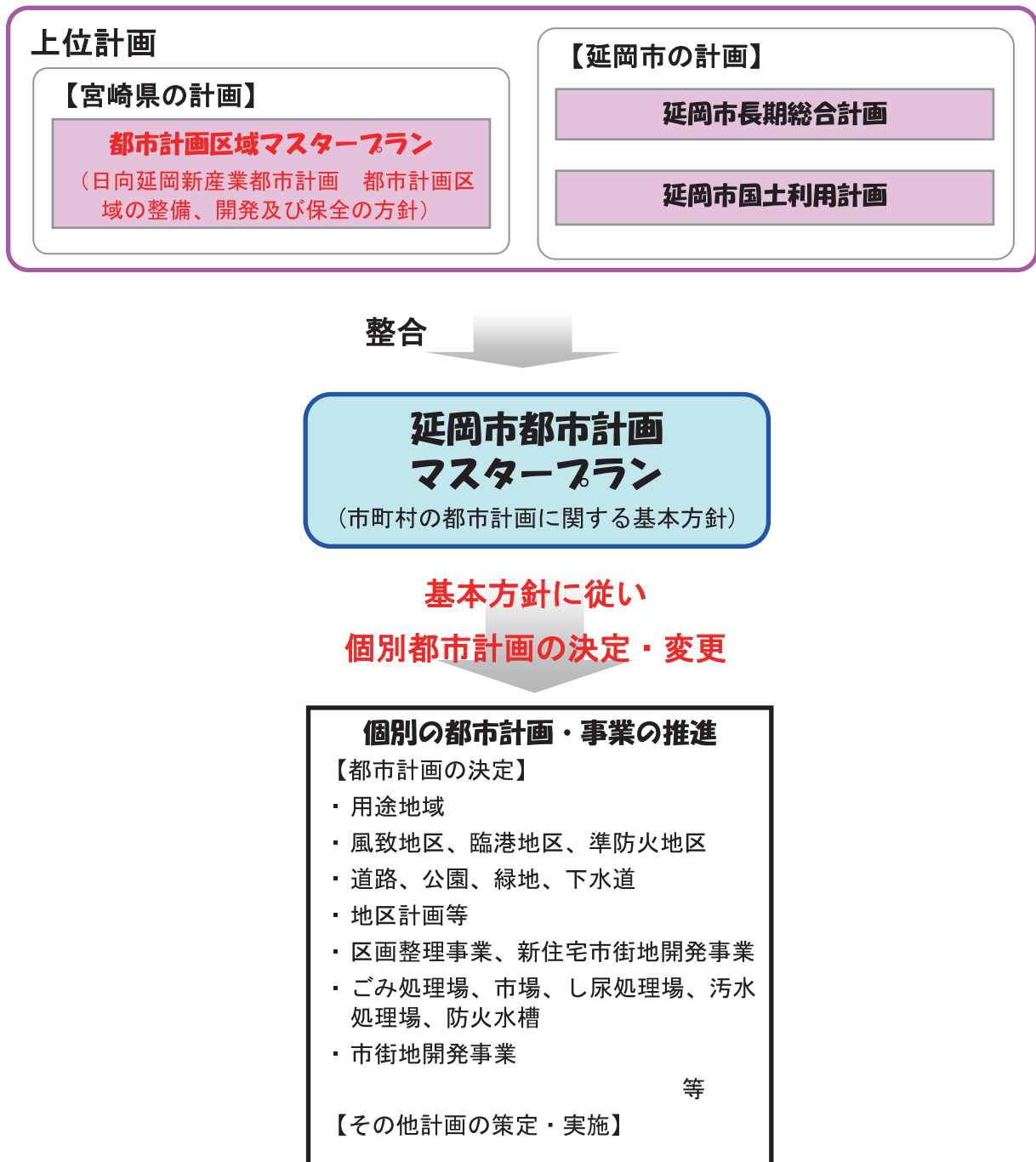
本市では、平成10年3月に都市計画マスタープランを策定しているが、近年の少子高齢化やライフスタイルの変化により、多様化するまちづくりのニーズへの対応や高速道路開通後のまちづくり、また東九州メディカルバレー構想などを踏まえた計画の作成が求められている。それらを反映した効率的・効果的なまちづくりをすすめるため、新たに延岡市都市計画マスタープラン（以下「本計画」という。）を策定する。

2. 都市計画マスタープランの目的と役割

本計画は、本市における都市の将来像や土地利用を明確にするとともに、具体的な将来のあるべき姿を明示し、都市づくりの課題とそれに対応した整備等に関する方針を明らかにすることにより、本市における都市計画の総合的な指針としての役割を果たすものである。

本計画は、県が定める都市計画との整合性を図り、都市計画を作成する場合の指針として重要な役割を担うものである。

従って、今後、具体化される都市計画については、都市計画マスタープランに示された方針に基づき、道路や公園、用途地域などの個別都市計画の決定・変更が行われるものである。



図：延岡市都市計画マスタープランの位置付け

第2章 都市計画マスタープランの概要

1. 都市計画マスタープランの構成

(1) 計画対象区域

原則として本市の都市計画区域（10,376ha）を計画対象区域とするが、都市計画マスタープランが市全域の総合的なまちづくりの指針の役割を担うこと、並びに、市の役割や整備の方針については、自然環境を含めて一体的に捉える必要があることから、本計画では市全域を対象区域として設定する。

(2) 計画期間

長期的な視点で都市計画を捉える必要があるため、計画期間は、平成25年から平成39年までの15年間とする。

なお、社会情勢の変化、各種計画の変更など、本市を取り巻く情勢の変化を踏まえて、必要に応じて修正や見直しを行うこととする。（平成26年に一部主要幹線道路の見直しを行った。）

(3) 構成

本計画の構成を以下に示す。

「第1部 はじめに」では、計画の策定趣旨や構成など、概要について整理する。

「第2部 現況と意向調査」では、既存計画や現況指標及び住民意向を整理する。

「第3部 全体構想」では、市全体の都市づくりの方針を示すものであり、「まちづくりのテーマ」、「まちづくりの課題」、「将来の都市構造」及び「分野別方針」の4章で構成する。

「まちづくりのテーマ」は、本市の目指すべき方向性を示したまちづくりのテーマを設定する。

「まちづくりの課題」は、今後のまちづくりを進める上での課題を明確にする。

「将来の都市構造」は、まちづくりのテーマを実現するために、都市の骨格となる要素を示した都市構造について整理する。

「分野別方針」は、土地利用や都市施設、景観や防災など、分野毎の具体的な方針について整理する。

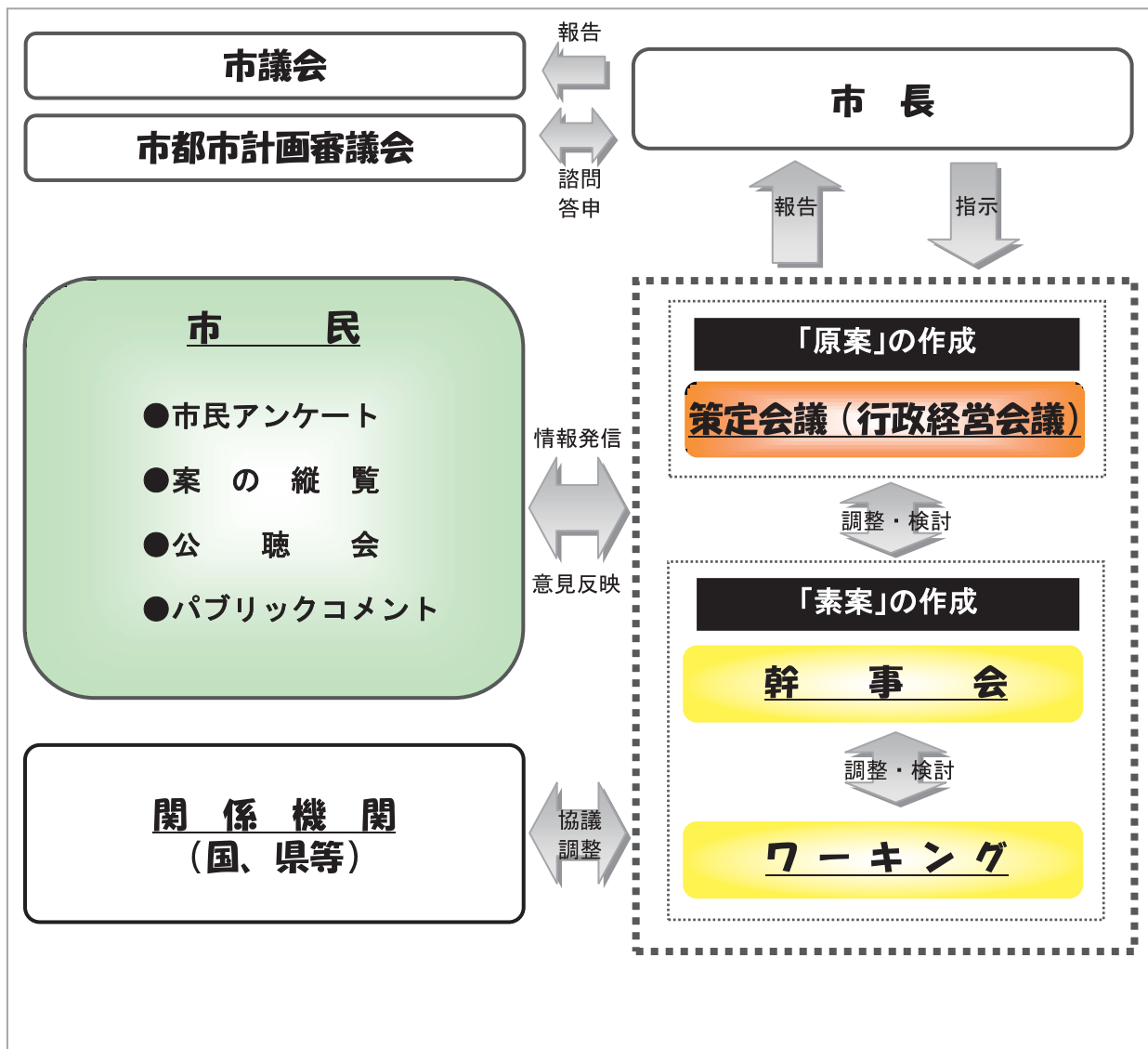
「第4部 実現に向けて」では、構想に基づく都市づくりの実現にむけて、基本的な考え（体制など）について整理する。

なお、延岡都市計画マスタープランの構成図を6頁に示す。

2. 都市計画マスタープランの策定体制

都市計画マスタープランは、「策定会議」・「幹事会」・「ワーキング」の組織を中心に、住民の意向を取り入れながら以下のとおり策定を行った。

- ① 庁内関係部局のメンバーにより構成された『幹事会』及び『ワーキング』において、庁内調整及び市民の意向調査結果を踏まえた具体的な内容の検討を行い、素案の作成を行った。
- ② 『策定会議』において、幹事会から提出された素案を総合的な観点から検討し、原案の作成を行った。
- ③ 原案について市長へ報告を行ない、公聴会等やパブリックコメントの結果を踏まえ、市議会への報告を行うとともに、都市計画審議会へ諮問し、答申を得たうえで計画の策定を行った。



図：延岡市都市計画マスタープラン策定体制

【延岡市都市計画マスタープランの構成】

第1部 はじめに

第1章

都市計画マスタープランとは

- 1 都市計画マスタープランとは
- 2 都市計画マスタープランの目的と役割

p - 2

第2章

都市計画マスタープランの概要

- 1 都市計画マスタープランの構成
- 2 都市計画マスタープランの策定体制

p - 4

第3部 全体構想

第1章まちづくりのテーマ

水とみどりの豊かな自然を守り
潤いと賑わいに満ちた東九州拠点都市

まちづくりの方向性

- (1) 安全安心なまちづくり
- (2) 東九州の拠点都市としてのまちづくり
- (3) 自然と共生したまちづくり
- (4) 都市機能を集約したまちづくり
- (5) 市民との協働によるまちづくり

p - 82

第2章まちづくりの課題

- (1) 安全安心なまちづくりの課題
- (2) 東九州の拠点都市としてのまちづくりの課題
- (3) 自然と共生したまちづくりの課題
- (4) 都市機能を集約したまちづくりの課題
- (5) 市民との協働によるまちづくりの課題

p - 86

第3章将来の都市構造

- (1) 面的基本構造（土地利用構想）
 - ①都市的土地利用区域
 - ②自然的土地利用区域
- (2) 線的基本構造（交通軸構想）
 - ①広域交通体系
 - ②域内交通体系
- (3) 点的基本構造（都市機能拠点構想）
 - 1) 交通拠点
 - 2) 行政拠点
 - 3) 観光レクリエーション拠点
 - 4) 文化交流拠点
 - 5) 学術拠点
 - 6) 健康文化拠点
 - 7) スポーツ交流拠点
 - 8) 地域生活拠点

p - 94

第2部 現況と意向調査

第1章 延岡市の現況

- | | |
|---------|--------|
| 1 自然的条件 | 5 土地利用 |
| 2 歴史 | 6 建物 |
| 3 人口 | 7 都市施設 |
| 4 産業 | 8 その他 |
- p - 10

第2章 上位計画

延岡市長期総合計画
第2次国土利用計画・延岡市計画
都市計画区域マスタープラン

p - 64

第3章 意向調査

- 1 調査概要
- 2 アンケート調査結果

p - 68

将来都市イメージ図



p - 99

第4章 分野別方針

1. 土地利用の方針
2. 市街地整備の方針
3. 交通施設の整備の方針
4. 公園・緑地の整備の方針
5. 河川・下水道の整備の方針
6. 住宅の整備の方針
7. 上水道の整備の方針
8. 公共公益施設の配置の方針
9. 自然環境保全の方針
10. 都市環境形成の方針
11. 景観形成の方針
12. 都市防災対策の方針

p - 102

第4部 実現に向けて

都市計画マスタープランの実現に向けて

p - 130

